ひょうごフィールドパビリオン　プロモーション動画制作業務委託仕様書

１　委託業務名

ひょうごフィールドパビリオン　プロモーション動画制作業務

２　業務目的

兵庫県では地域の「SDGs を体現する活動の現場そのもの（フィールド)」を地域の人々が主体となって発信し、多くの人を誘い、見て、学び、体験していただく「ひょうごフィールドパビリオン」を展開する。

本事業は、「ひょうごフィールドパビリオン」の理解推進と観光誘客の促進を図ることを目的に、SDGs 体験型地域プログラムの魅力が伝わる動画制作を行うものである。

３　事業期間

契約締結日から令和６年３月 31 日まで

４　業務内容

PR 動画の制作・納品

①　全体コンセプトの策定

ひょうごフィールドパビリオンのテーマ“Our Field, Our SDGs”を踏まえ、次の要素が含まれた動画を製作するための基本方針・コンセプトを策定すること。

(ア) コンテンツを体験する中で、コンテンツ体験者が「学び」を感じ、心が豊かになること

(イ) 自分ごととしての「ゴール」を模索し次のステップに繋げる等、未来に向けたメッセージを含めること

(ウ) 地域の人自らも主体となって地域の取り組みを発信し、誇りに満ちていくこと

(エ) 今までに無い経験や新しい価値観に触れる機会となること

②　作成する動画

(ア) コンテンツストーリー別 PR 動画

・撮影対象となるコンテンツストーリー１つにつき動画１本を制作すること。

・兵庫らしさを体現する各コンテンツストーリーのテーマに応じて、撮影対象者及び撮影対象プログラム（１ストーリーにつき複数の撮影対象者及び撮影対象プログラムとしてもよい。）の提案を行い、委託者と協議の上、撮影対象を決定すること。

・動画１本あたり２～３分程度の長さとし、５本以上制作すること。

(イ) コンテンツストーリー別 PR　ショート動画

・短時間で強いインパクトを与えることのできる、SNS などで使用するための動画を制作すること。

・撮影対象となるコンテンツに関しては上記（ア）で撮影対象としたコンテンツ

と同一で構わない。

・動画１本あたり 15 秒程度の長さとし、５本以上制作すること。

③　共通の仕様

(ア) 各動画にバリエーションを持たせた上で、ひょうごフィールドパビリオンの魅力を伝える動画としての統一性は持たせること。

(イ) 取材、撮影のコンテンツは、SDGs 体験型地域プログラムの中から委託者と協議の上、決定すること。

(ウ) 動画は４K 解像度以上で撮影すること。縦横比は 16：９を想定しているが、動画の種類に応じてその他、最適と考えられるものがある場合には提案すること。

(エ) 作成する動画は、可能な限り音声がなくても内容が伝わるようにすること。

(オ) 字幕や人物起用及びナレーションの有無は、プロモーションの訴求効果が最も見込まれる構成とすること。なお、人物起用をする場合は、プロモーション上に最も効果が現れる人物設定を行い、必要となる経費は委託料に含めること。なお、県職員を起用してもよいが、その場合は県と協議すること。

(カ) 外国語を第一言語とする視聴者も意識して作成し、プロモーションの訴求効果が見込まれると想定する場合には多言語に対応すること。なお、その場合の対応言語は日英を基本とし、仏独越も想定すること。

(キ) 県が著作権を有する映像・画像については、無償で使用を認める。

(ク) 他者が所有する既存の映像を利用する場合や、新たに撮影する場合の交渉や調整は受託者が行うものとし、取材先への謝金等の必要な経費は本事業に含むこと。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

④　その他

制作した動画は県所有の情報発信ツール（YouTube 等）や SNS（兵庫県公式インスタグラム)、WEB サイト等での発信を想定しているが、利用媒体によっては動画の再編集など、県が行うプロモーションへの最大限の協力を行うこと。

５　動画制作・納品における留意事項

(１)動画制作にあたっては、県広報広聴課の指導のもと行うこと。

(２)撮影場所、時間等を効率的かつ効果的に実施できるように工夫すること。併せて、これらで必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。

(３)映像制作にあたっては、受託者が所有している映像や借用映像を使用してもよいが、著作権等の手続きは受託者にて行うこと。

(４)編集に当たっては、県広報広聴課と協議の上、仮編集、本編集の微調整を行うこと。

(５)動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。

(６)BGM 等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。

(7)出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないようにし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
(8)動画制作においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
(9)業務の実施に必要なソフトウェア等は、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
(１０) 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
(１１) 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
(１２) 納品は、データにて最適な解像度でおこなうこと。 なお、完成した動画から順次納品を求める場合がある。その場合は県の指示に従うこと。
(１３) 納品物にはそれぞれタイトル等をつけること。
(１４) 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
(１５) トラブル発生時には、受託者の責務により、迅速な対応により回復を図ること。
(１６) 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

６ 実績報告

(1)業務完了後、受託者は速やかに事業の成果をまとめた報告書を委託者へ提出すること。
(2)契約期間満了までに、総事業費を整理し、事業全体の実績報告書を提出すること。

７ 業務実施上の注意事項

(1)実施計画の策定

受託者は、業務を進めるに当たり、事業計画及びスケジュール、実施体制等を記した実施計画を委託者に提出すること。

(2)業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3)成果品の利用

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属し、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。このために、受託者は必要な措置を講じた上で成果品を作成することとする。

(4)契約不適合

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(5)納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査し安全性が確保された上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(6)機密の保持

① 本業務また付随する業務において、委託者及び受託者はセキュリティポリシーに十分留意しなければならない。

② 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。

③ 万が一、個人情報の漏洩に伴い委託者に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。

④ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(7)個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(8)著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

① 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和 45 年５月６日 法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

② 委託者は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第２号第３号又は第４号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

③ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

(9)第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、受託者の責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(１０) 再委託

受託者は、本業務の全部又は主体的部分（総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分)を一括して第三者に委任し、又は請け負わせること(以下「再委託」という。）はできない。

また、本業務の一部を再委託してはならないが、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を委託者に提

出し、委託者の書面による承認を得た場合は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。

なお、再委託する場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受託者は委託者に対し全ての責任を負うものとする。

（１１） その他

① 本業務に関する必要な経費は契約金額に全て含むものとする。

② 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。

③ 感染症の大規模な流行等の不可抗力によって委託業務の実施が著しく困難となったときは、契約の趣旨を損なわない範囲で、委託者及び受託者は協議の上、その実施方法等を変更できるものとする。